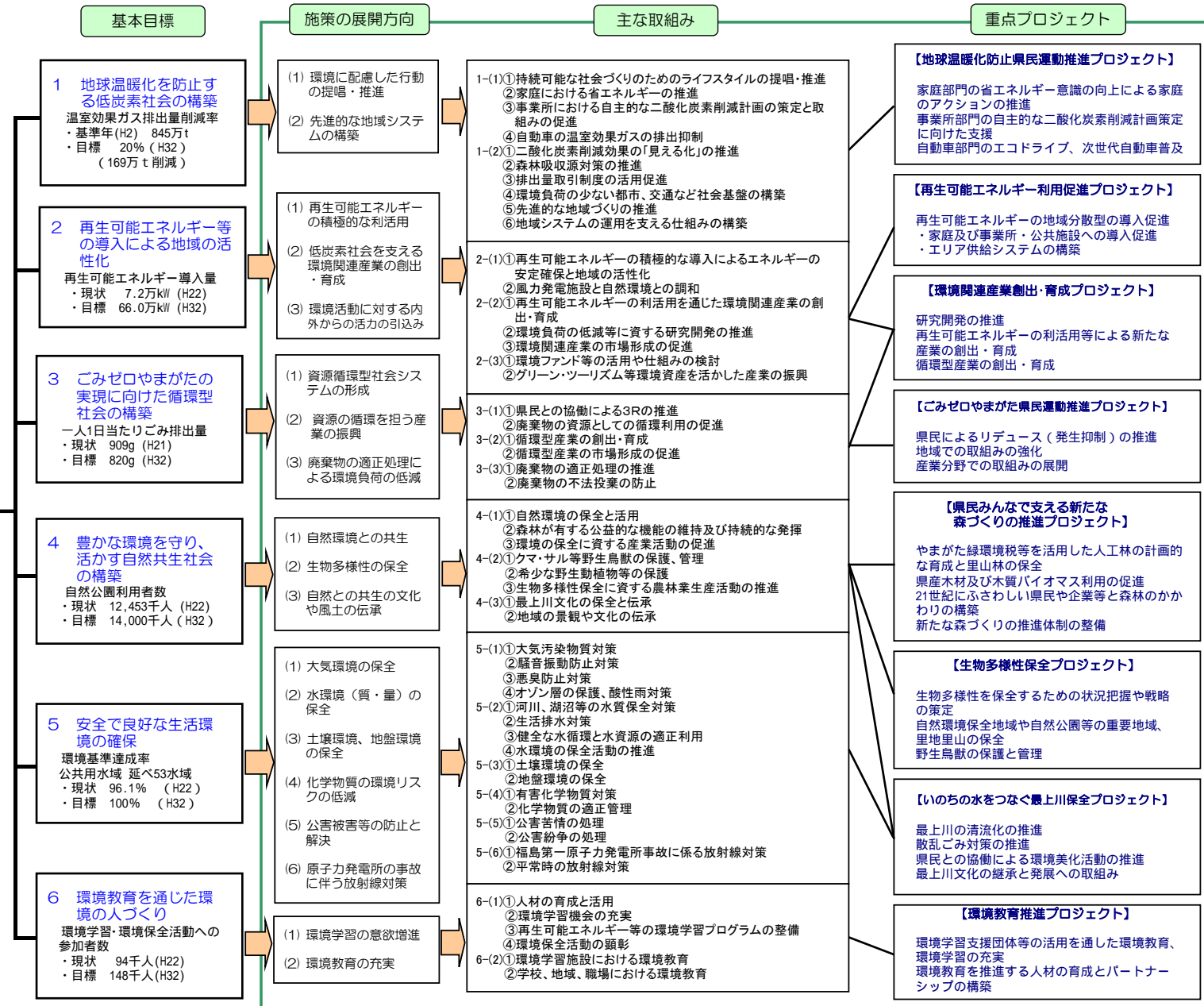


# 第3次山形県環境計画 ～持続的発展が可能な安全で美しいやまがた創り～（全体像）

持続的発展が可能な豊かで美しい山形県



**《計画の基本的事項》**

- ①目的：山形県の環境の中長期目標、環境の保全・創造に関する施策の展開方向を示す基本計画
- ②趣旨：東日本大震災の発生など、環境面での新たな課題等に対応
- ③根拠：山形県環境基本条例第10条
- ④期間：平成23年度～平成32年度
- ⑤地域：山形県全域

**計画を推進するための取組み**

**《目標実現のための共通基盤》**

環境情報の収集・提供、パートナーシップ活動の充実、環境配慮の実践、経済的手法の活用、環境科学研究の充実

**《計画の推進》**

1. 計画の推進体制  
 県における推進体制  
 ・環境やまがた推進本部、山形県環境審議会における進行管理等  
 県民、事業者、民間団体、市町村との連携  
 ・テーマに応じた連携体制の構築など協働で取り組む事業等の推進
2. 計画の進行管理  
 環境やまがた推進本部
3. 計画の見直し  
 5年後を目処に計画全体を見直し  
 新たな環境課題や社会経済情勢の変化等に対応するため、必要に応じ見直し

**《環境配慮指針》**

県民生活や事業活動をより環境に配慮したものに変わっていくため、県民・事業者や県・市町村向けの取組みの指針を作成

**《環境指標》**

施策の達成状況や施策実施による県内の環境状況を測るための指標を設定